

# 安平町太陽光発電施設の設置に関する条例(案)に関するパブリックコメント

## 募集結果について

安平町太陽光発電施設の設置に関する条例(案)について、意見募集をした結果下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

1. 募集期間 令和2年10月12日～令和2年11月2日（3週間）
2. 意見総数 1件
3. 意見対応
  - ① 意見を反映するもの又は既に反映しているもの 0件
  - ② 意見の一部を反映するもの 1件
  - ③ 当該計画への反映はしないが、今後策定する実施計画等において参考とするもの 0件
  - ④ その他 0件

	意見の内容	町の回答
①骨子(案)について	骨子案の4、事業禁止区域で市街化区域・建築基準法22条区域とは具体的な地域はどこなのか、住民には見当がつかない（住民にとっては重要であるにもかかわらず）	規則にて禁止区域の図面を添付します。
②安平町太陽光発電施設の設置に関する条例(案)について	条例案4に関して ガイドラインでは立木の伐採に関する条件や隣地境界からの後退条件の規定があるが、条例には取り入れていないのはなぜか。（内容的に後退しているのでは）	4条に、「安平町再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」の文言を追加します

	<p>2項では目隠しフェンス等による対策をうたっているが、目隠しフェンスは景観上問題であるうえ、内部が見えないだけに雑草・ゴミ投棄など環境衛生上問題がある。空地や農地ばかりではなく、青葉1丁目のように森林伐採を伴う事業は近年の温室効果ガス抑制の観点から禁止するべきではないか。</p>	<p>第1項で景観その他自然環境に十分配慮するよう規定している。</p> <p>伐採等につきましては、森林法（昭和26年法律249号）第10条の5から始まる第2章の2 営林の助長及び監督等第1節 市町村等による森林の整備の推進において上位法として明記され適用となりますので、当該条例においては規定しておりません。</p>
	<p>9条1項にパネルの製造元・有害物質の有無も報告義務として加えるべき（劣悪なパネルの使用ケースもあると聞く）</p>	<p>規則で定める計画書に内容を盛り込みます。</p>
	<p>12条にガイドラインにある草刈り条件は明示しないのか</p>	<p>4条にガイドラインの文言を追加します。</p>
	<p>15条、町長の指導助言勧告では「事業停止、施設撤去も含めた措置を講ずることができる」ことを条文に謳うべき（でないと甘い骨抜き条例になってしまう）</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項において、条例・規則に罰則規定を設けることはできますが、当該条例に設けられた義務規定の実行を担保するため、常に違反行為に対する罰則規定を用意しておかなければならないということではありません。</p> <p>また、義務規定の内容・性質によっては、罰則による強制になじまないものもあり、他の手段によって義務の履行を図るほうが、当該条例・規則の目指す行政目的をよりよく達成できる場合もあり得るため、罰則（事業停止・施設撤去）という手段を用いる必要性については、適切に運用していきたいと考えています。</p>